

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、「R6吉土 九栗谷川 阿波・阿波清原他 緊急河川維持業務（2）」に適用するものとする。

第2条 総則

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県土木工事 共通仕様書（令和6年7月）」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

第4条 業務範囲

業務範囲については設計図面のとおりとする。

第5条 業務内容及び作業実績の管理等

業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 作業量を出来形<寸法>管理することが困難な場合（点在している雑木類の処理等）は、実績日報・写真（別紙-1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。
- 3 業務写真は、同一箇所で作業着手前・作業完了を対比したもの及び作業状況（伐竹木等・集積・積込・運搬・処理）が確認できるものを提出することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 4 伐竹木等完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 5 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底すること。
- 6 完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第6条 除草時の飛散防止

受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）

- ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
- ・歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

- 2 受注者は、実施する飛散防止対策について着手前に書面により、監督員に提出し確認を受

けなければならない。

第7条 竹・草木類の搬出等

竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

- 2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第8条 交通誘導警備員

本業務の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議や現場状況等により、人数等の変更が必要な場合は、事前に監督員と協議を行い、必要と認められる場合については、変更契約できるものとする。

交通誘導警備員A：9人（交替要員無し）

交通誘導警備員B：2人（交替要員無し）

第9条 資材価格高騰に対する特例措置

本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第10条 事故報告

受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

第11条 受注者の責務

業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

第12条 使用機械

持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

第13条 土砂の仮置

本業務で発生する土砂の仮置きについては、次の箇所を予定している。詳細な仮置き箇所は、監督員より指示する。なお、仮置きした土砂については、測量を行い仮置土の図面を作成し数量を算出すること。

仮置場所：阿波市阿波町平川原北（日開谷川 河川区域内）

第14条 土砂の搬出

本業務で発生する土砂についてはゴミ等の選別を行った後、次の箇所へ搬出すること。

箇所名：土砂の受入れを行っている特定事業場等

2 土砂の搬出が完了後、建設発生土搬出調書（別紙-4）を監督員に提出しなければならない。

第15条 河道掘削工

本工事の河道掘削工の施工において、施工後に出水などの影響により施工断面に変形が生じた箇所の検査については、監督職員が検査前に出来型確認を行っている部分に限り、監督員の出来型確認記録簿を当該工事完了検査の対象とし、再施工義務の対象外とする。

第16条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

徳島県東部県土整備局<吉野川>河川砂防ダム管理担当 宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
		合計	0.0 h	0.000 人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
		合計	0.00 h	0.000 日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県東部県土整備局<吉野川>河川砂防ダム管理担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0.000 人		
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0.000 人		
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
		小計					

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報写真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
<div data-bbox="391 465 837 705" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
<div data-bbox="391 1048 837 1288" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

その他材料写真	
<div data-bbox="391 1639 837 1879" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><h2>その他材料写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

